

大分市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の指名基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、大分市物品等供給契約の指名競争入札参加者の指名について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名基準)

第2条 入札参加者の指名は、次のことを総合勘案して行うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無その他信用状態

ア 市発注物品等供給契約に関し、契約に基づく指示に従わない等契約の履行が不誠実であることから契約の相手方として不適当であると認められる者は、指名しないこと。

イ 不正又は不当な手段又は方法により本市が発注する物品等供給契約の受注を図ろうとし、又は介入を行おうとした者は、指名しないこと。

ウ 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中の者は、指名しないこと。

エ 安全管理の改善に関し関係官公署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は、指名しないこと。

オ 賃金不払いに関する関係官公署から市長に対し通報があり、当該状況が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は、指名しないこと。

(2) 販売成績及び請負成績

ア 契約の履行において、当該契約と同種契約についての販売成績及び請負成績を総合的に勘案すること。

(3) 経営状態及び労働環境

ア 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の著しい経営状態の悪化があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。

イ 労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉が特に優良である場合は、十分尊重すること。

(4) 能力及び技術的適性

ア 契約の性質又は目的により、その履行について法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けている者を指名すること。

イ 物品の製造の請負において、その性質上特殊な技術又は生産設備を有することが必要である場合においては、できるだけ当該技術又は生産設備を保有し、又は確保できる者を指名すること。

(準用規定)

第3条 この基準に規定されている事項は、随意契約の参加者の指名についても準用する。

附 則

この基準は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。